

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2023年度第7号事件
(審査請求人 ○○○○)

2024年5月13日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2023年7月14日付け23町い保第974号(2023年度第7号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2022年2月9日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2022年2月22日付け21町い保第4369号で行った個人情報部分開示決定において非開示とした部分のうち、第5、3 結論において開示すべきであるとした部分は開示すべきであるが、その余を非開示とした処分庁の判断は妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2022年2月22日付け21町い保第4369号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、すでに死亡した父である○○○○(以下「被相続人」という。)の後期高齢者医療高額療養費支給申請書の開示を求め、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条第4項の規定に基

づき、2022年2月9日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「町田市保険年金課高齢者医療係に対して〇〇〇〇（被相続人の弟）が行った高額医療還付金の申請に係る書類一式」（以下「本件対象文書」という。）を対象とする個人情報開示請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、2022年2月22日付け21町い保第4369号「個人情報部分開示等決定通知書」により、本件条例第21条第1項第3号に該当するとして、本件処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2022年3月4日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2022年4月11日付け22町い保第157号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2023年6月9日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2023年7月14日付け23町い保第974号「個人情報部分開示決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2023年11月20日 審議

2023年12月25日 処分庁への事情聴取

2024年1月30日 審議

2024年3月19日 審議

2024年4月19日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において次のとおり主張した。

被相続人の後期高齢者高額療養費支給申請を実子に無断で行った人物（以下「申請者」という。）を特定したいが、開示された文書が黒くマスキングされており、誰が申請したか分からないため、マスキングしないで開示してほしい。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

非開示とした部分は、後期高齢者高額療養費支給申請書の申請者氏名、

住所、電話番号及び振込銀行口座に関する事、相続人代表者届出書及び誓約書の相続人代表者氏名、住所、被保険者との続柄及び印影が記載されている。いずれも本件対象者以外の第三者に関するものであり、開示することで、当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあることから、本件条例第21条第1項第3号に該当するものとして、非開示とした。

3 審査請求人は、反論書において主に次のとおり主張した

- (1) 非開示の根拠とされている本件条例第21条第1項第3号の趣旨としては、開示の請求に応じないことができるのは、個人情報開示請求が制限なく認められることにより、対象となった第三者に不利益がある場合である。そもそも第三者に不利益が無い場合、もしくは開示請求する者において、自己の利益の保護のために同開示が不可欠である場合には、同号該当性が認められるべきではない。
- (2) 相続人代表者届出書及び誓約書には「万一他の相続人が異議を申し出た場合には、私の責任において相続人の間で解決することを誓約します。」と記載されている。被相続人の子であり、相続人である審査請求人は、申請者が高額療養費を受給したことについて納得していないが、申請者の氏名等の情報が特定できないと、その者に対し異議を申し出ることができない。
- (3) 審査請求人は、被相続人が生前に入院生活を送っていた病院から、入院治療費の請求を受けているが、それは後期高齢者高額療養費を受給した者が支払うべきと考えている。審査請求人にとって被相続人の医療費に関する後期高齢者高額療養費の受給者を明らかにすることは重要であり、本件対象文書の非開示部分の開示の必要性は高いが、一方で、非開示部分を審査請求人に開示されたからといって、申請者がことさら不利益を被るものではないのであり、直ちに開示されるべきである。
- (4) 仮に、非開示部分をすべて開示することが、申請者の権利利益を侵害する恐れがあるとすれば、最低限、申請者の氏名、住所、連絡先番号は明らかにするべきである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象文書について

本件の対象文書は、令和3年7月24日に死亡した被相続人にかかる「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」及びその添付書類である「相続人代表者届出書及び誓約書」並びに被相続人の除籍謄本の写しである。

この「相続人代表者届出書及び誓約書」は、処分庁が後期高齢者医療高額療養費の支給申請を受けた際に申請者から受領したものである。

被相続人の子である審査請求人が「高額医還付金^(ママ)の申請にかかる書類一式」の開示を求め本件請求に及んだものである。処分庁は、本件対象文書のうち、「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」の申請者氏名、住所、連絡先電話番号及び振込銀行口座、「相続人代表者届出書及び誓約書」の相続人代表者氏名、住所、被保険者との続柄及び印影について、本件条例第21条第1項第3号に該当するとして非開示とした。

なお、本件条例第20条第4項、同施行規則第10条の3では、死者から財産を相続した相続人は、相続した当該財産に係る当該死者の保有個人情報の開示を求めることができる。処分庁は審査請求人と被相続人の親子関係を確認しており、本件条例に基づいて開示請求を認めている。

2 処分庁の部分開示決定の妥当性について

処分庁は、本件条例第21条第1項第3号に該当するとして部分開示決定を行った。

この第3号では「開示をしないことができる保有個人情報」として、「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」については、実施機関は開示の請求に応じないことができるとしている。

第三者に関する情報とは、個人に関するすべての情報を指し、具体的には当該個人の氏名・性別・国籍・親族関係などの基本的事項のほか財産に関する情報も含まれることから、本件対象文書で非開示となっている住所、氏名、振込先金融機関の情報（金融機関名、本店支店出張所名、預金種別、口座番号、口座名義人）、被保険者との続柄、印影については、いずれも第三者に関する情報に該当する。

しかし、本号の「開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」との要件については、いかなる権利利益を侵害するおそれがあるのかということが、決定通知書及び弁明書に示されていない

ため、この点について検討する。

本件において第三者に当たる者は、除籍謄本を見ると、被相続人に子がない場合は相続人となることもある親族関係にある。そして当該第三者から「相続人代表者届出書及び誓約書」の提出があり「他の相続人の同意を得」と記載している。

そうすると「相続人代表者届出書及び誓約書」は他の相続人の同意を得たことが前提となっているものであり、他の相続人、少なくとも被相続人の子は当然に知りうる情報と考えられ、他の相続人との関係においては、「相続人代表者届出書及び誓約書」に記載された個人情報保護されるべき正当な権利利益があるものとは言えない。

また、処分庁は、当該第三者が共同相続人として他の相続人の同意を得ていると主張しているのであるから、当該第三者は他の相続人と連絡を取っており、氏名、連絡先について共同相続人間で共有されているものと判断するのが当然と考えられるので、これを非開示とした処分庁の判断は合理性を欠き妥当ではない。

したがって、一般に共同相続人が代表者を定める際に当然共有すると思われる情報、すなわち氏名及び連絡先は、非開示によって保護されるべき正当な権利利益はなく、開示すべきである。

ここでいう連絡先については、同意を得る過程で実際に採った連絡方法の如何にかかわらず、最小限のものとして住所を開示すれば足りると考えられる。住所については、第三者でも正当な理由があれば住民票を取得できるなど他の手段でも知りうることも考慮される。

また、「相続人代表者届出書及び誓約書」で氏名及び住所を開示する以上、「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」に記載された氏名及び住所も同様である。

氏名を開示する以上、続柄についても非開示とする理由はない。

しかし、「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」に記載された振込先の金融機関に関する情報（金融機関名、振込先銀行名、本店支店出張所の別、預金種別、口座番号）については、当該第三者が他の相続人の同意を得たかどうかとは関係のないものであるため、非開示は妥当である。ただし、口座名義人については、当該第三者の氏名を開示すべきことから、非開示とする理由はない。

また、「相続人代表者届出書及び誓約書」上に押された印影についても非開示が妥当と考えられる。

3 結論

以上のとおり、処分庁が行った部分開示処分のうち、以下に示す項目については開示すべきであるが、その他を非開示とした判断は妥当である。

対象文書	開示すべき部分
後期高齢者医療高額療養費支給申請書	口座名義人（カタカナ）、 申請者の住所、氏名
相続人代表者届出書及び誓約書	相続人代表者の住所、氏名、 被保険者との続柄